

久慈市告示第136号

商品開発等支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和7年10月24日から施行する。

令和7年10月24日

久慈市長 遠藤 譲一

商品開発等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、久慈市の地域資源又は特性を活かした商品の認知度や市場競争力の向上を図ることによる久慈市の魅力発信と地域経済の活性化を目的とした商品開発、既存商品のブラッシュアップ（以下「商品開発等」という。）への取り組みに要する経費に対して、予算の範囲内で、商品開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所若しくは事業所を有する団体又は住所を有する個人であって、商品開発等を行うもの
- (2) 過去に同一の商品について、この告示による補助を受けたことがない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はそれらと密接な関係を有する者

(補助対象経費)

第3 第1に規定する経費は、商品開発等に要する経費のうち、次のいずれかに該当する経費であって、補助金を申請しようとする者が直接支払うべき人件費、備品等の購入費を除くものとする。

- (1) 商品のパッケージ、ラベル等のデザイン制作の委託費
- (2) 品質検査及び栄養成分の分析等の委託費

- (3) 試作品を製作する機械装置の賃料
- (4) 知識経験を有する者による指導等に係る謝金及び旅費
- (5) その他市長が必要と認める経費
(補助額)

第4 第3に規定する補助対象経費に対する補助額は、当該経費（消費税及び地方消費税を除く。）の5分の1に相当する額以内の額とし、20万円を限度とする。

(補助事業に要する経費の配分の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、第3各号に掲げる経費相互間におけるいずれか低い額の20パーセントを超える増減以外の変更とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第7関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	商品開発等支援事業補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
	3 その他市長が必要と認める書類			
規則第13条第1項の規定による書類	商品開発等支援事業補助金請求書	第4号	1部	別に定める。
	1 事業実績書	第2号	1部	
	2 収支精算書	第3号	1部	
	3 その他市長が必要と認める書類			

様式第1号（別表関係）

商品開発等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名〕

商品開発等支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金

円

様式第2号（別表関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容

様式第3号 (別表関係)

収支予算 (精算) 書

科目	内容	金額		増減	備考
		予算額	精算額		
収入		円	円	円	
支出					

様式第4号（別表関係）

商品開発等支援事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）久慈市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知
があつた商品開発等支援事業補助金について、補助金交付規則により、関係書類を添
えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円